

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ アルバイトに運転させて大丈夫？

今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。  
今回も、実際にやり取りをした形式でご案内します。

- Q. 産業廃棄物の収集運搬を行っているが、実際に運搬する車両を社員ではなく、アルバイトに運転させて問題がないか。以前、公共事業の業務を受託した時に、雇用関係にあることを確認するので、保険証の提示を求められたことがあった。アルバイトに運転させて良いか教えてほしい。
- A. 当然協会では判断するには難しいので、栃木県に確認したところ次の通りでした。許可がある会社の指揮監督権が及んでいれば、社員でなくても問題ないとの回答でした。
- Q. 廃塗料、廃インキは、液状のもの、どろどろの状態の物、固まってしまったものもありますが、産業廃棄物のどの種類に該当しますか。
- A. 固まって固形状の物は、廃プラスチック類になります。どろどろで、泥状の物は、汚泥、油分を概ね5%以上含むものは、汚泥と廃油の混合物になります。液状の場合、水溶性の場合と溶剤系の場合がありますが、水溶性の場合は、廃プラスチック類と廃酸又は廃アルカリの混合物、溶剤系の場合は、廃プラスチック類と廃油の混合物になります。また、溶剤の引火点が70℃未満の場合は、廃プラスチック類と特別管理産業廃棄物である廃油の混合物に該当します。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

#### (主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

#### (その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。